

（設置）

第1条 八王子市地域保健福祉計画（以下「計画」という。）を円滑にかつ計画的に推進し、八王子市における保健医療・福祉に関して総合的な見地から協議、意見交換を行うため、八王子市地域保健福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について所掌する。

- （1） 計画の進行管理及び評価に関すること。
- （2） 保健医療・福祉の推進に関すること。

（構成）

第3条 協議会は、次に掲げる委員で構成する。

- （1） 学識経験者
- （2） 市民代表者
- （3） 保健医療・福祉関係団体及び地域団体の代表者

（任期）

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、第3条第1号の委員のうちから委員の互選により定める。
- 3 副会長は、会長の指名により定める。
- 4 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の時は会長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 協議会の会議は、公開するものとする。ただし、協議会の決定により公開しないことができる。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は健康福祉部健康福祉総務課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。